

平成21年度 第6回三次市学校規模適正化検討委員会 議事録

日 時 平成22年3月10日(水) 19:00~21:00

場 所 みよしまちづくりセンター1階 会議室

委員名簿 三次市学校規模適正化検討委員会委員(9名)

委員長 古賀 一博(学識経験者・広島大学大学院教育学研究科教授)

副委員長 寺戸 照一(住民自治組織代表・三次市住民自治組織連合会会長)

藤井 正志(保護者代表・三次市PTA連合会会長)

小林 真理子(保護者代表・三次市PTA連合会副会長)

榎 吉彦(保護者代表・三次市PTA連合会監査)

清水 洋后(学校関係者・三次市小学校長会)

新堂 雅彦(学校関係者・三次市小学校長会)

瀬尾 匠史(学校関係者・三次市中学校長会)

中岡 忠允(住民自治組織代表・三次市住民自治組織連合会副会長)

出席者 委員9名

事務局6名

児玉 一基(三次市教育委員会教育長)

田邊 俊(教育次長)

児玉 義徳(教育企画課長)

名越 達朗(学校教育課長)

教育企画課職員2名

公開状況 公開

傍聴人 3名

会議次第 1 開会

2 資料説明

3 学校規模の適正化に向けた具体的な方策について

4 答申(案)について

5 その他

6 閉会

議事録

1 開会

事務局

第6回三次市学校規模適正化検討委員会議を開会いたします。

それでは、三次市学校規模適正化検討委員会設置要綱第7条第1項の規定により、古賀委員長に議長をお願いしたいと思います。

委員長

はい、それではこれから私の方で議事進行させていただきます。今日で6回目ということになります。ということは、与えられた6回の会議が今日で最後ということですので、私自身もこれまでの議事進行を反省致しまして、なるべく進行をスムーズにして、予定されている議題を恙^{つつがな}無く終わらせたいと思っていますので、よろしくお願いします。

とは言いまして、終わらせることが目的ではありませんから、しっかり議論いただくことは大前提でありますので、それを前提にして時間内に収めたいと思っています。

まず、事務的なことで恐縮ですが、お手元の資料につきまして事務局からご説明いただきたいと思います。よろしくお願いします。

事務局

【答申（案）】

まず、答申（案）につきましてご説明させていただきます。これまで、庶務として事務局で作成させていただいていた本検討委員会のまとめの案について、第7章までについては、前回の会議でご指摘いただいた点を委員長に修正をいただいて、事前にお届けさせていただきました。修正した部分は朱書きにしています。

13ページの第8章「学校規模等の適正化に向けた具体的な方策」については、地域に提起する小規模校のデメリットを克服するための手法について、これまでの検討委員会で出された意見を列記させていただきました。選択肢の例示という形になっています。第7章までの確認とともに、この章については新たなご提案等いただければと思っています。14ページの第9章「終わりに」については、この答申（案）の第1章から第7章までで、委員の皆さんにいただいた意見をまとめたものを、改めてまとめて書かせていただきました。何もたたき台がないよりはとの気持ちで、第9章

については作成させていただいたのですが、第9章のこの文章を全て無視していただいて、最初から文章を議論いただいても結構だと思います。

【資料1 小学校児童数推計】

平成21年4月1日現在の各小学校区に住所のある0歳児から5歳児の人口を基に、平成22年度以降の各小学校の児童数について推計したものです。特に、「完全複式」になると予測される小学校、また、2つの学年で児童数が0となると予測される小学校が分かるようにしたものです。前回までの検討委員会で明らかなように、他の学校を希望される場合もございますし、転出・転居などがございますので、この通りにはならないとは思いますが、参考資料として作成させていただきました。各学校を横に見ていただいて、網掛けをしてあるものが完全複式になることが予測小学校です。また、太枠で囲った部分につきましては、その学年の児童数がゼロになることが予測される学年を表しています。2つの学年で児童数がゼロとなると予測される小学校については、よく見ていただくと分かっていたかと思いますが、吉舎の八幡小学校徳市分校のみでございます。

資料の説明は以上です。

委員長

はい、ありがとうございました。ご説明いただいた資料等で何かご質問がございますか。

実は、この資料の朱書きの部分については、3月5日に事務局の方々と私とで、私の大学の研究室で色々と意見を交えながら、私のリードで「このように書いてください」ということで書いていただいた部分です。とにかく、たたき台がなければ、今日のこの会議が2時間で終わらないだろうという懸念がありましたから、私の方で大分リードしながら作っていただいたものです。

事前に、委員の皆さんにお届けされているはずですので、ご一読はされていると思います。従いまして、特に朱書きの部分は、私がこのように書き直させたとか、私の意見が入ったというようにご理解いただければよろしいと思います。

各委員にお諮りしたい点として一番大きなものは、第7章までの部分を確認したいと思います。第7章までの文章をご一読いただいて、ここが気に入らないとか、こういう表現にした方がよいというご意見や対案がございましたらお示しいただければありがたいと思います。特に校長先生方が

こだわられた12ページの第6章の終わりの部分について、私なりの理解でこのように書き直したつもりなのですが、いかがでしょうか。

委員

よいと思います。ありがとうございます。

委員長

よろしいですか。ありがとうございます。では、この部分はこれで委員皆様のご同意が取れたということで、これで締めたいと思います。

問題は次の第7章の部分です。第7章も、「1学級25人から30人の1学年2学級」が望ましいとする「一般的な」参考意見というものがあることを受けたうえで、3番目の段落のところで「一般的に」という言葉を入れて、一般的に望ましいとされる学校規模をめざすことは、多くの課題が予想されるだろうということから、この一般的な意見（「1学級25人から30人の1学年2学級」）を参考としながらも、「あくまで市内一律の基準ではなく、各地域の実情に応じて弾力的に運用すべき」であろうという表現に抑えました。そして、本検討委員会は、この弾力的運用を前提にして、子どもにとって望ましい教育環境であるとか、税の公平負担であるとか、複式学級解消に向けた国の動向等も考慮しながら、適正化の検討を始めしていくスタートの時期の目安を、2つの目安がありましたので、両論併記する形で「全学年が複式学級である、いわゆる完全複式」となった時点、もしくは更に小規模化が進んで「2つの学年で児童数がゼロ」となった時点のいずれかと考えますとし、一応意見が出たことを並列的に並べました。これを議論していただくと思っています。ただ、意見が出たという事実は確かですから、事実通り併記しました。このことを後で皆さんに議論していただきたいと思います。

その次の節【学校配置の適正化に向けた具体的な方策】については、前回のものから、そう大きくは変わっていませんが、日本語としてゴテゴテしたところがありましたから、これは字句の訂正程度のことですが、真ん中辺りの部分を修正しています。私なりに文章をシンプルにしたつもりです。前回のものの文意と変わっていません。あくまで、字句の訂正とご理解いただければと思います。できれば正確にということで、ここも朱書きをさせていただきます。

繰り返しですが、この第7章のところまでで、委員皆さん方の忌憚のないご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

委員

事前に読ませていただいたのですが、9ページの下から3行目のところですが、「保護者、地域、学校が子どものことを第一に考え、」と書いてあるのですが、あと2箇所同じような表現があります。別の箇所では、保護者、地域、学校に加えて、行政という言葉も出てくるのですが、学校は三次市教育委員会事務局に所属しています。従って、適正な学校であるかという論議や、保護者や地域と話をする場合は、行政が責任を持ってされるべきだと考えます。ついでに見ていただければ、13ページの第7章の終わりの部分に「行政と学校と保護者と住民がうまく歩調を合わせて結論を出していくことが重要であると考えます。」という中にも「学校」があります。私は、「学校」は「行政」の中に入っていると考えます。それから、15ページにも同じような記述がありまして、下から7行目に「行政、学校、保護者、地域住民…」と書いてあります。この委員会は、諮問機関でありますから、教育委員会へ答申をするということで「行政」ということになります。どういうことかと言うと、適正配置について、論議をするときに、学校が入って地域や保護者と話ができるかという、私は法的にできないと思います。学校はあくまでも教育委員会の決定に従って、物事を進めるところでありますので、それは無理があると思います。ここ（学校）は削除していただいて、「行政、保護者、地域」とする方がよいと思います。

委員長

分かりました。というご意見ですが、全く法論理的にはそうだと思います。ただ、私自身があえてこのままだでもいいだろうと思ったのは、昨今の地方分権の話の中で、学校分権化があるじゃないですか。学校裁量権の拡大です。ですから、学校長が自律した学校経営をしていく限りにおいては、あえて極端な言い方をすると、教育委員会に対しても、自分はこの地域の学校を預かっている学校管理者、学校経営者として一言ものが言えるというようなことが理想だろうと私は思いますから、あえて「学校」という言い方で独立するような形にはなるかもしれませんが、スタンスとして言葉を残したのですけれども。法的にはおっしゃる通りだと思います。委員がおっしゃられることをそのまま「そうですね」ということにしてしまうと、行政は「助かるなあ」と思うと思いますが、どうでしょうか。

委員

付け加えますと、校長には予算権も人事権もありません。ですから、教育委員会が示された人事配置あるいは予算の中で、最大限の教育を進めていくということが各学校の使命だと考えています。

委員長 了解しました。そうしますと、ここの書きぶりですが、あえて「学校」を独立的に捉えずに、例えば9ページの部分ですと、「保護者、地域、学校が…」となっているのを「保護者、地域、行政が…」というように変えましょう。「行政」の中には包括概念で「学校」も入るといようなご理解でしようから。

ただ、私自身が気になるのは、そうしたときに「学校は不在か、そこにおられる先生方の意見は聞かないのか」というように言われるのがちょっと気になるのです。やはり地域に密着した学校であってほしいと私は個人的に思いますから。どうかして、この辺をうまくできませんでしょうか。「地域」、「保護者」とありますが、同じように「地域」の中には「保護者」も入りますよね。広義に捉えると「地域」の中に「保護者」が入りませんか。

委員 入らないと思います。「地域」と「保護者」は違うと思います。

委員長 違いますかね。保護者は地域住民の一人ですよ。

委員 保護者は地域住民の一人です。しかし、学校へ通わせていない地域住民もおられます。

委員長 それは行政も同じで、いわゆる教育行政の中には学校教育を所掌する部門と、そうではない社会教育部門とがありますから、理屈は同じだと思うので、言いたいのは、広義に捉えると「地域」の中に「保護者」も入ってしまうから、それはあえて分けているので、「学校」と「行政」というものを対立的に捉えずに、並列したことが問題だとすると、「行政（学校）」という言葉で示した方がいいのではないですか。どうですか、「学校」をなくした方がいいですか。

委員 各学校は、カリキュラムなどの教育内容に関わっては、検討もしますし、意見や指導していただきたいことについては、県や市の教育委員会にお願いします。端的に、近隣の小学校を適正規模でと考えたときに、学校として反対・賛成という意見は言えません。ということは、地域でも統合に賛成という方もおられるし、学校を残してほしいという方もおられるという

ときに、学校としては意見を言えません。

委員 適正化の議論をするときに、地元としてその学校の現在の状況というのは、行政そのものでは分からない部分があると思います。

委員 ですから教育委員会事務局なのです。一般的に「教育委員会」と言われますが、「教育委員会」というのは教育委員5名がおられる機関を「教育委員会」と言います。「教育委員会事務局」と言うと学校まで入るのです。これは、広島県教育委員会も同じです。正式名は「広島県教育委員会事務局」なのです。

委員長 呼称としては、「教育委員会」と言いますが、法的にはおっしゃる通りだと思います。事務局が管理・運営している学校ではあります。厳密に言うと設置者は教育委員会事務局ではなく、市ですけども。

委員 教育委員会事務局を「行政」と言った場合に、時によっては校長も一緒に来ることが可能なのですか。

委員 それは、どういう場合のことでしょうか。

委員 規模適正化の問題等で協議するときに、その地域で校長先生が任されである程度やっておられる。結局、その地域で独特な教育というものもあると思います。そうしたときに、行政からの一般的な情報だけで議論を進めていくよりも、この学校は今までこのようにやってきていたというような話をいただくということは、地元の校長先生が入られて初めて話がスムーズにいくのではないのかと思うのです。といっても、よいとか悪いとかといった意見そのものは、当然言っただく必要はないと思うのです。判断するのはそれから先のことですので。そこら辺を考えた場合に、校長先生が中に入って話ができるような場面ができると思うのです。

委員 これは政治的に取り組まれているコミュニティスクールという制度もあります。地域の方が学校運営する組織をコミュニティスクールで作った場合には、当然、校長も入って今のように論議はできると思います。

委員長

法律の改正がありまして、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」ですが、校長権限が飛躍的に伸びるような学校が教育委員会の指定校としてできるのです。それは教育委員会の匙加減で、あまりそれをやり過ぎると暴走する学校が出やしないかということで、ちょっと抑え気味ではあるのですが、文部科学省はこれを設置させたいという意向がかなり強いのです。ですから、そういう文脈を考えると学校というのは、今後かなり独立的に運営されうる可能性があります。ただし、実態はなかなかそこまでいていない学校が大半だからという実際論から今のようなご意見だったのだと思います。

その辺りを考えると、このようにしたらどうですか。先程のご意見のこともありますので、13ページの第7章の最後の行に、「行政と学校と保護者と住民」というように4つ出ているじゃないですか。だから、これにあわせて、9ページのところにもこの4つを入れれば、私が言ったことと委員がおっしゃったことをうまく折衷することになりませんか。「学校」というものを独立させるということではないので。

委員

この文章の趣旨が理解できないのですが、13ページに限って言うと、「行政と学校と保護者と住民がうまく歩調を合わせて結論を出していくこと...」とありますが、法的に学校では結論は出せませんよ。学校が地域の保護者をまとめて、学校を残したいといっても学校には権限がありません。権限があるのは設置者である教育委員会です。

委員長

どうしますか。そうすると、対案をお示しいただけませんか。

委員

ですから、13ページで言うと「行政と保護者と住民がうまく歩調を合わせて結論を出していくこと...」として、「学校」を削除するべきだと思います。「学校」は「行政」の中に入っているわけですから。教育委員会が学校管理のことや、子どもの教育に関することについて意見を求められれば当然、各学校の現状をお話しますし、複式学級の課題がどのようなところにあるのかについて、教育委員会から問われれば、当然お話しします。

もう一つは、校長、教頭含めて教員には守秘義務があります。従って、その学校の色々な課題については、個々の子どもに関わるのでプライバシーの問題があります。保護者の問題もあります。ですからそれは話せないのです。現実には、各学校では、色々な課題が出てきているわけです。

委員長 そうすると、委員のご意見は9ページの「保護者，地域，学校が」と3つあるうち、「学校」を削除して、代わりに「行政」という言葉を入れてほしいということですね。

委員 はい。

委員長 そうすると、これに連動して、13ページ第7章最後の部分の「行政と学校と保護者と住民が…」については、「学校」を削除して、「行政と保護者と住民が…」とする。もう一つ、15ページの下から7段目のところの「行政，学校，保護者，地域住民が，…」というところも、同じように「学校」を削除して、「行政，保護者，地域住民が，…」とするということが委員のご意見ですね。

委員 はい。

委員長 確かに、広義として「行政」の中に「学校」を入れてしまえば、削除してしまっても問題はないのです。繰り返しになりますが、学校の校長先生のご意見を尊重するという、あるいは校長先生だけではなく教員の意見も尊重して議論を賦活化できるような現場の知恵というようなものがあつた方が納得性は高いのではないのかと思うのです。三次の教育委員会事務局が、例えば三良坂のことを言うときに、地域密着型で教育に関わる専門家、特に校長先生を筆頭にしたい意見を交えながら議論に弾みを付けていくという方が納得性は高いかなと私は思ったのです。そのこと自体は間違いありませんよね。そういう意味で「学校」という言葉をあえて明示した方がよいかなと思ったのです。いかがでしょうか。

委員 子どもの教育に関わっては学校独自にできない部分がありますし、保護者・地域・家庭というのはすごく大きなものがあると思うのですが、これが「学校規模及び配置の適正化」ということになれば、学校側からは情報提供はできても、意見を述べることは難しいと思います。状況に合わせて意見を求められるということであれば、それは意見を述べるのが当然ということになると思いますが、適正化ということになれば、行政として教育委員会事務局の責務だろうと思います。

委員 教育内容に関わっては学校が主体ですが、学校規模の適正化や適正配置については、地域において学校が意見を述べるとなると学校そのものが難しくなりますね。

委員長 分かりました。現場を知らない私が頭でっかちなものですから、つい頭でっかちの考え方で学校にエールを送ろうとしてしまうのです。私はあまり教育委員会が集権的にやることをよしとしない人間ですから、どうしても学校に頑張ってもらいたいという気持ちが強いので、あえてここに「学校」という言葉を残していたのです。しかし、現場の管理職である校長先生方がそうおっしゃるのであれば、ここはあえてこの「学校」という言葉にこだわる必要はないでしょう。

委員 議論をする際に、必要になったら行政の中に校長先生も加わっていただくことが可能であるということなら、他のことに全く異論はありません。

委員長 そういうことで、「学校」を削除して、「行政」という言葉で置換するということで、他の委員の方々もよろしいでしょうか。

- 一同同意 -

委員長 はい、特段ありませんでしたらまた意見を言ってください結構です。一応、ここで仮に合意をしたということですから。

それでは、与えられた時間をなるべくさくさくと進行しないといけませんから、先に進めたいと思います。今のご指摘を受けて、今のところご指摘いただいた部分を修正しますが、第7章までのところで他に修正すべき箇所はございませんか。ございませんようでしたら、あとは第8章を委員の皆さん方に議論いただこうと思います。

先程、事務局から説明がありましたし、私も意見しましたが、ここは私の研究室で、事務局の方々と色々と議論をして、これまでの皆さん方からいただいた議論も交えて、具体策をここで挙げるという構成になっていますから、これまでの議論の中で挙げたものが1から4に集約できるだろうということで、箇条書きにちょっと毛が生えた程度の文章の作成をしていただきました。もちろん、この4項目以外にもその他の手法ということで、意見が当然出てくるだろうし、それを5, 6, 7...と書き出すような

形で具体策をここでお示しをするわけです。適正化の対象となるような校区は、この検討委員会で出てきた選択肢を議論の糸口にしてもらえればという意図でこの8章は構成されることになるわけです。ここに挙げた4項目以外にも色々と皆さんのご意見があろうかと思しますので、是非これも入れてほしいというものがあればお示しいただければと思います。字句の問題も含めてご指摘ください。

2番の「小中連携教育」のところで「？」がついているところがありますが、これはもちろんここで終わるわけではなく、「必要ですよ」という確認なのですが、どうでしょうか、必要ですよ。

委員 はい、教職員はいくらでもいてもらいたいですから。

委員長 事務局も一度皆さん方に水を向けるということで、このような示し方にしたわけですがけれどもどうでしょうか。

委員 三次市の「のびのび教員」がいますけど、これについては本当に助かっています。本務者と同じような扱いをさせてもらっているということがありまして、これは大きな戦力になっていると思います。やはり、小中連携教育をやっていく場合、一番大事なのは何を連携していくのかというところで、小中一貫教育というものについても、何を一貫にするのかというところを揉まないと、これはただ流行りでやっているようなものではないと思っています。「教育は人なり」という言葉がありますが、本当に「人」が小学校と中学校の架け橋になる教育というものは絶対に必要だと思います。そういう意味では一人でもそのような教員が増えることが連携の強化であり、小中一貫教育に繋がっていくのだと思います。

委員長 そうなると、「この場合、中学校の市費による加配教員が不可欠であると考えます。」というような文章あたりにしておきましょうか。

他にどうでしょうか。保護者の代表の方々も、もし小中連携や小中連携をするのであれば、このようなことを考えてほしいというようなご意見がございませんか。

委員 小中連携教育ということになれば、小規模校の体育の時間などで、スクールバスを活用して、他の学校に行けばサッカーにしても野球にしてもで

きるようになるという環境を整えたいとは思いますが、子どもたちには、しっかり体を動かして元気に過ごしてもらいたいと思います。

委員長 校長先生方にお聞きしたいのですが、ここで示したような3つの連携のパターンの中で、三次市において実践事例のようなものがございませうか。

委員 甲奴町内の話をさせていただければ、甲奴ではキャリア教育というものと国際理解教育（外国語教育）ということで、小学校5・6年生が、英語教育を柱としてやっているのですが、小童と宇賀の小学校が、学期に1回は英語を中心とした交流学習を甲奴小学校の体育館でしています。その時の子どもの移送手段は、甲奴小学校が中心校なので、あとの2つの学校は担任や管理職が児童を車に乗せて来てくれます。高学年が中心なので、低学年の児童は、学校に残っているわけですから、養護教諭が乗せてきて、終わる時間にまた迎えに来てもらうということで、やりくりはしています。今言われたように、スクールバスを運行していただければ、この小小連携も小中連携も非常に助かると思います。

委員長 連携促進のための条件整備をしっかりと保障すれば、効果がもっと高くなるだろうということですね。

委員 もう一つは、それをするために打合せ会をします。その時の中心校に集まっていたのですが、そのための各学校の行事の調整は大変です。ただし、甲奴町内は3校ですので、その辺は非常にスムーズにいています。それが5校あるということになれば、打合せ会を持つ、合同授業を持つというような調整は大変になってくるだろうと思います。

委員 三良坂は、仁賀小と灰塚小が小規模校同士で連携をとっています。三良坂小とこれら2校との連携というものはないですが、三良坂の目標として「三良坂の子どもを育てる」ということで、三良坂中学校も含めて、4校の教職員同士が年に3回程度研修をしており、その中で子どもも連携を持たせるということで、昨年からの4校で音楽交流会を開催しています。小中連携については、キャリア教育で中学生の先輩が来て小学校で話をしてくれています。「三良坂の子どもを育てる」ということで、まず課題である生活規律の確立を、学校だけではなく家庭にも呼びかけて、「3点固定」

として、起きる時間、寝る時間、学習・読書をする時間を固定して頑張ってもらいたいということで、パンフレットのようなものを4校で統一したものを作って配っています。来年からは小学校3校で修学旅行を合同にする予定であり、小中連携についてもさらに推し進めていこうと思っています。

委員

小中連携には三良坂の場合は3つの部会を設けています。生活力向上部会、学力向上部会、生徒指導部会の3部会で基本的に動いています。従って、小中連携を強化していく、あるいは小中一貫に向けてどういうスタンスでいくかというときには、何を一貫にしていくかということもありますが、目指す三良坂の子どもに向けて、この3部会がそれぞれこのような具体的なことをやっていこうというような、いわゆる組織作りですが、これは非常に大切だと思います。小小連携にしても、小中連携にしても、小中一貫にしても、組織がきちり固まっていないと、教員同士の同僚性ということが非常に大きな問題になってきます。小学校が中学校のことを、中学校が小学校のことをあれこれ言ってもまとまらないですから。そういう意味でも、組織の中で同僚性を高めていって、同じ方向に向いていくというようなことを具体的に進めています。やはり、連携強化の組織というところ、ここが一番大事であると考えています。

それと、「中中連携教育」はないのですか。

委員長

今回の議論が小学校の適正化が中心になっていますから、あえて挙げていないのですが、理屈からするともちろんあると思います。

委員

今やっている学力向上対策事業にしてもそうなのですが、中学校の規模によっては、1教科1人の教員配置です。それらの中学校が連携することによって、教科間の連携が取れます。それは、子どもたちの学力の向上や授業改善に非常に有効であると思います。どのような組織を通して、そのようなことをやっていくのかということは、また別の問題になりますが、中中連携というものは、適正化を広く捉えていくと、議論の中心は小学校になっていますが、中学校にも同じ課題はあると思うのです。

委員長

今のお話を聞いていて思ったのですが、あくまでシミュレーションなのですけども、例えば三次も今回の議論とは直接関わらない規模の中学校

区というものが仮にあるとすると、潤沢とはいわないけれども、課題となっている中学校区に、小中連携教育のための助っ人として、その中学校から来てもらうというような、そういう規模の大きな、三次全体の規模を射程範囲において、中学校と中学校が連携して、連携先の中学校で実際に仕事をされるのは、その中学校区内の小学校との連携授業を手伝いに行くというような形であれば、中中連携の延長版ですね。そのような応用策やバージョンアップのような中中連携教育も柔軟に考えれば取れるかもしれないですね。

委員 中学校区を適正化の名の下にくっつけていくということは非常に難しいと思いますので、そういうところに話が飛ばなければよいと思いますが、小さい学校同士が連携を取ることで、教員も授業力や教師力といわれるものが付いていくのは確かです。

委員長 そうですね、中学校もその教科の教師が一人しかいなかったら、自分の力量形成というものも、先輩格の教員がいないわけですから、例えば中中連携で来ていただく方が、先輩格のベテラン教員であればよくなりますよね。

委員 広島県が進めている学力向上対策というものの狙いはそこにあると思います。

委員長 私も人材育成に関心があるからですが、教員の人材育成を考えたときには、今の連携というのはすごく重要だと思うのです。中学校ブロックを固定化せずに、中学校ブロックを超えて、差し当たり三次で、もっと言えば教育事務所単位でもいいのかと思いますが、差し当たり三次の中でそういうことをおやりになる可能性はあり得るのではないのかと思います。

この辺り、住民の立場、保護者の立場でも結構ですが、今は教育関係者の議論をしていますが、それぞれのお立場でこういうことも考えてほしいという要望はありませんか。どうでしょうか。

委員 特に中学校の場合は、規模が小さくなれば必須だと思います。2教科を兼務という教員が出てきますからね。その部分の掛け合いをしていくと

というのは、非常に効率的なことだと思います。

委員

家庭科や音楽といった実技教科については、兼務が実際にあります。この兼務も非常に厳しい状況が確かにあるのです。かなり負担になっている部分はありますが、それも一言で言えば連携なのだと思いますが、本当の意味の連携、架け橋というものを考えていけば改善の余地はありますね。ただ、教員が自分の力量を高めるために連携をしていくということは、非常に有効であると思います。

委員長

私自身も関心があることを一つ確認させていただきますが、今日の新聞で広島市は事務センターのようなものを作るという記事が載っていました。この会議では学校教育の話ばかりになっていますが、学校教育を下から支える学校事務職員であるとか、あるいは栄養職員であるとか、そういうところの連携というのはどうでしょうか。校長先生方の管理職として経験値から、何かアイデアのようなものはありませんか。

委員

三次市では、8つの中学校に共同事務室があり、そこには事務長が配置されており、毎週火曜日に共同事務をしています。

委員長

もうやっているんですね。

委員

はい、やっています。

委員長

やっているものをさらに促進させるようなやり方というものを検討せざるを得なくなってくるというようなことがあるのですか。

委員

事務研究会も教科研究会も県に繋がっていますから、県の事務研究会に繋がり、全国の事務研究会に繋がっています。そこで、人材育成と事務の効率化を高めています。

先程、中学校は中中連携があると言われましたが、小学校もそこが課題ではあるのですが、市教研という三次市の教職員の研修団体があります。そこが、国語、算数、理科などの部会研修が活性化すれば、授業力や教師力は高まると思います。先程言われたように、小規模校になれば、中学校でも英語の教員が1人とか2人という中で、授業研究の機会も限られてき

ますので、学力向上事業の4校が合同で研修をされているといのは非常に意義があると思います。市教研には、英語部会や数学部会といった教科ごとの部会があって、そこでは拠点校があり推進委員もいますから、その部会の中で授業研究をしているわけです。私は市教研の部会を活性化すれば人材育成が図られ、授業力は付くと思います。

東広島市の教育委員会では、早くから指導主事を教育委員会に入れるときには、市教研の部会での実践者が色々な評価を受けて教育委員会に入っておられます。今もそのような形で続いているのだらうと思うのです。ですから、東広島市は30年前から指導主事が配置されています。現在は、各教育事務所が再編される中で、教育事務所の指導主事が減っていています。各市町の教育委員会へ指導主事がどんどん配置されているという状況です。

委員長

そうすると、第8章に差し当たり4項目が挙がっていますが、それぞれのところで連携絡みのお話を中心としたけれども、人材の配置の問題も含めて、この部分をもっと実のある中身しようとしたときに、どのような課題があると思われますか。小小連携、小中連携、中中連携、小中一貫と色々あるわけですが、どのようなことが現実に直面している課題としてあるでしょうか。

つまり、申し上げたいのは、ここでこのような選択肢があるけれども、せっかくこれを言う以上は、これらのそれぞれの選択肢にはこういう課題があるからこの課題を留意しましょうというメッセージを残したいじゃないですか。ご経験に基づいて、ここは注意しておかなければいけないという点がありましたら、お示しいただければ、この文章がもうちょっと膨らむと思うのですがどうでしょうか。

委員

小中一貫教育については、先程言ったように、何を一貫にするのが非常に大事です。同僚性のお話をしましたが、小学校は小学校でお城があって、中学校は中学校のお城があって、それを一貫にしていこうという場合は、必ず様々な問題が出てきます。そこで、小学校は小学校でやっているのだから中学校はものが言えない。同じように小学校は中学校にものが言えない。それで一貫教育にならない。ですから、何を目標にするのかというのがアバウトであつたら絶対にできません。

一つの考え方として、小学校は6年生で卒業して、中学校は3年生で卒

業しますが、これが一貫になると9年生まであるわけです。そのゴールを見て1年生では何をするか、5年生では何をするかというような答申(案)に「カリキュラムを作成する」と書いてありますが、これは大変なことですよ。1行ちょっとしか書いてないですが、大変な作業だと思います。この辺りは、教育委員会に音頭をとってもらって、こういうものがあるよというものを示してもらおう中で、教育内容については教員がそこに入っていかなければならないと思います。ですから、課題は「壁」ですよ。

中1ギャップという問題がありますが、これは「壁」が作っているのです。中身が変わるから子どものギャップができるのですが、これは教師のギャップでもあるわけです。だから、課題と言えば「壁」だと思います。そのギャップをなくす、教師のギャップをなくしていくということは大きな課題であろうと思います。そのための小中連携や小中一貫です。小小間でもギャップはあると思いますし、中中間もそうですね。本当に「壁」になっている部分、ギャップになっている部分、この段差になっているのをスロープにしていくという作業をしていかないと効果はないと思います。

それと、小中一貫教育については、「一定規模を確保する」と書いてありますが、大き過ぎても駄目だと思います。実際にできません。形だけになってしまう。

委員長 ある意味、小中一貫は小中一貫の適正規模があるかもしれませんね。

委員 はい、あると思いますね。

委員長 今回の議論には直接関係ないですが、どれくらいが小中一貫の適正規模だと思われますか。

委員 ある市では、小学校と中学校を合わせて千人規模で小中一貫教育をすると示されていますが、これは多いかなと思います。同じ職員室の中に小学校と中学校の先生がいて、連携なんていくらでもできるでしょうと言いながらも、これだけ色々と学校の業務内容が増えてきている中で、自分の学級のこと、自分の教科のことで手一杯なところがあって、なかなか連携ができないのです。形を作ればいい、ハードを整備すればいいというものではないのです。問題は中身だと思いますから、全てにおいて共通して言えることは教育の内容の部分だと思います。ソフトの部分をしっかり練ると

同僚性が出てくるのです。ポンと作って、これがいいからやろうと
できるものではないと思います。

委員長 そうですね。やはり意識改革とその意識改革のベースになる教えるべき
中身の共通理解、共有性が大切なのですね。

委員 今の意見を聞いていて思い出したのですが、うちの娘が他県へ嫁いでい
るのですが、先日電話で話をしました。私の孫が今度小学校1年生になる
のですが話を聞いていましたら若い母親同士の情報はすごいのですよ。
近くに小中一貫校があるのですが、保護者の方へ色々なことが伝わってき
て、どうも小中一貫校の中学校へ行かせたくない保護者が増えているらし
いのです。一貫校でない中学校へ行かせたいという理由がいくつかありま
して、先生方が忙し過ぎるようだし、夜遅くまであるし、職員会議が18
時半からといった放送が入っているようです。それはどういうことかと言
うと、中学校は部活動があるわけです。それが終わって職員会議をしよう
と思ったら18時を過ぎるらしいのです。そうすると、小学校の教員はそ
の時間まで残っておかないといけないのです。そこから1時間から1時間
半の会議があるわけです。そうしたときに、保護者が連絡を取ろうとし
ても、「現在会議中です」というようなこともあるらしいのです。また、他の
小中一貫校では、小中一貫校になった年に、千人規模の運動会をされたそ
うなのですが、今までの小学校の運動会とあまりにも違って、体育祭
的なものであったので、小学校の保護者からもう一回運動会をしてくれと
言われて、小学校は2回目の運動会をされたと聞きました。

委員長 それは象徴的な話ですよ。

委員 ですから、千人規模の小中一貫校であつたら回らないのではないかなと
思いますよね。

委員長 逆にいえば、三次市では中学校区単位で小中学校の児童・生徒数を全部
足しても千人を超える規模のところはないわけですから、成功する可能性
はありますよね、規模的なところだけで言えば。

委員 東京に視察行ったことがありまして、そこでどのような課題が今ありま

すかと聞いたのですが、小中連携教育で、中学校の先生が小学校に行って授業をしていると、中学校の保護者からクレームが出るらしいのです。なぜ、小学校に行って教えているのか。そんな時間があるのなら、うちの子をもっと教えてほしいという内容です。小中連携の中で、教員の連携を強化していこうとすると、どうしても授業数の関係で限界があるのです。ですから、架け橋になる教員が特別にいるということが大事であると思います。

委員長 今のお話だと、当然そういうことに対して、地域住民や保護者に対する的確で丁寧な情報の提供と理解が必要になってきますよね。

委員 細かいことを言えば、45分授業と50分授業という違いがあります。どこで合わせるのか、スタートを合わせるのか、3時間目を合わせるのか、5時間目を合わせるのか、そうしないと連携できないのですよ。5分ずれると、次に合わせるのに2時間かかるのです。移動時間を含めると3時間かかるのです。そのように、課題はたくさんあるのです。人に関わっての課題が大きいですね。

委員長 なるほど、私も勉強になりました。お話を聞いたらきりがないと思うのですが、今ほどお示しいただいたことも含めて、文章を起案して加筆修正するところがなかなかこの限られた時間の中では難しゅうございますが、いただいた内容等も加味して、もうちょっと膨らませる努力をしたいと思います。他に何か言っておきたいことやこうしてほしいというような具体的なご指摘やご意見がございましたか。

委員 小中一貫教育の場合、小学校と中学校が一箇所に集まるということですか。そうではなく、離れていてもできるものなのですか。

委員 3種類あります。小学校と中学校が同じ校舎である「一体型」、同じ敷地の中に小学校と中学校の校舎がある「併設型」という形、距離が離れている「連携型」もあります。

委員 3種類あるのですね。

委員 はい、方法は3種類あります。

委員 三次の場合は、離れているところが多いですね。

委員 離れていれば移動が難しいのです。

委員 なるほど、移動させないと、小中一貫教育は難しいですからね。

委員 ただ、離れていても小中一貫教育をされているところはあります。「一体校」は、全国的にもまだ少ないと思います。

委員 (選択肢として)この4点がありますという形で示されているのですが、P T Aや地域といった言葉がないので、小小連携にしてもP T A同士の連携がいるだろうし、小中連携にしてもいるだろうと思うのです。今現在、色々な方策を考えながらも実現できていないこともあります。中学校区内の会議には出席するのですが、実際には年2回の会議を持つ程度なのです。実際にやっている活動に交流がないというのは事実ですが、なかなかできないというのが現状です。地域との関係も含めて課題であると感じています。

先程お話に出た、部活動の関係ですが、スポーツ少年団というのは、どこに入ってもいいわけです。三次に住んでいても、庄原のスポーツ少年団に入ってもよいのです。教える人に対して、もう少し援助してあげれば、もっと広がっていくのかなと思います。この場合は、自分の住んでいる地域にやりたい種目のスポーツがない人は、他の地域に行ってその種目をやるという形になるのですが、中学校になるとなかなか難しいのです。よい例だと、吉舎のバレーボールは、小学校の子を中学校に入れてやっているのです。そういう一貫というか流れというものはよいと思いますよね。学区として色々な種目が増えれば、交流が増えますし、それこそ小中一貫のような学校になるのではないのかと思います。そういった指導者を育成するための予算があれば、もうちょっと活性化するのではないかなと思います。

委員 部活動でいえば、川地は三和と連携させてもらって、小学校もスポーツ少年団で連携して取り組んでいるのですが、中学校では、川地中学校のサ

ッカ一部が休部になったので、そうなる連携していた三和中学校の生徒も活動できなくなって、そのときは、川地と三和と塩町の3中学校が連携して部活動をしたことがありました。その後は、川地の部員がいなくなったので、三和中学校と塩町中学校が一緒になり、その後塩町中学校の部員が増えて単独になって、三和中学校は、次は八次中学校と合同で部活動をして、去年は三次中学校との連携になったと思います。

委員長

今のお話を聞いていて、ふと思ったのですが、私が住んでいるところは海田というところの近くの近くなのです。すぐ近くに広島市の安芸区があります。この地域で、不埒な外国人に幼い子どもが殺されるという痛ましい事件がありましたよね。あの事件があったすぐ近くに私は住んでいるのです。通常行政区域を越えては、学校以上に「壁」が厚いので、なかなか連携というものはできないものですが、これは語弊があるかもしれませんが、あの事件を契機にして行政区域を越えて色々と連携をしているのです。通学路の安全確保であるとか、通学距離に応じて行政区を越えて学校を選択できるようにとか、そのようなこともやっているのです。

これは思いつきに過ぎないのですが、連携の話を柔軟に考えれば、近隣の市町と連携することも考えられます。前回までの会議の中で、甲奴はむしろ府中の方に近いというような意見がありましたよね。例えば、そういうところとの連携も、連携の方策としてはお互いの合意がとれれば有りなのかなと思ったのです。硬直的に連携を考えずに、ありとあらゆる連携、PTAの連携もそうだし、行政区域を越えたところとの連携もそうですが、色々な連携というものをこれから詮索していく手があるのではないかなと思います。もちろん、合意がとれなければ絵に描いた餅なのかもしれませんが、だけれども、そういうことも大胆に話題の一つとして議論にのせてもいいのではないかなと思ったのです。奇想天外な話で、なかなか現実的じゃないと思われませんか。どうでしょうか。

委員

実際、人数が少ない中学校では、1中学校で1チームできない状況にあります。バレーボールであれば、5人しかいない。隣の中学校も4人しかいない。一緒に合同チームで大会に出るということは実際にしています。ただし、上の大会には出られないのです。今の中体連の規程では1校1チームという決まりになっていますから、合同チームでは上の大会には出られないのですが、そのような形で2～3校での合同チームで大会に出ると

いうことはしているのです。ここでも子どもたち同士，教員も指導者も繋がっているのです。

委員

最近はあまり言われなくなった「総合型スポーツクラブ」ですが，県内で言えば，豊平どんぐり村では文化的な行事も含めて，総合型スポーツクラブを実施されているのをテレビで観ました。今のお話のように，スポーツ関係の指導者も育っていますし，学校間を超えたチームもできるわけです。

甲奴の小学生でサッカーのしたい子は，甲奴にサッカーのスポーツ少年団がないので，上下のスポーツ少年団に行くわけです。中学校にもサッカーがないので，野球部や陸上部やテニス部といった部活動に限られてくるわけです。総合型スポーツクラブがどのような形になるのか分からないのですが，検討することは大事であろうと思います。ただし，豊平は，長期展望の中で，施設を一箇所に固めておられます。体育施設もあるし，運動公園もありますし，図書館もあるというような形になっているのは強みかなと思います。

委員長

そういうことまで考えると，結局，資源や財源の問題とは切り離せないというふうなところに落ち着くのか分かりませんが，委員の皆さん方から色々とお知恵を拝借しながら，連携の具体的な中身をより実りのよいものにするためには，人的な問題，物的な問題も含めて，ここに挙げているような項目を実のあるものにする必要があるなと皆さん方の意見を聞きながら感じました。

さて，会議の冒頭にも申しましたが，この限られた2時間の会議の中で，これを正案化，文案化することはなかなか難しゅうございますから，今いただいた事柄も加味しながら，この第8章はもう一度リライトをさせてもらって，皆さん方にお諮りをさせていただきたいと思います。

いかがでしょうか，他にこれを入れておきたい，これを考えておきたいということがございますか。

お気づきがあれば，また後で言っただいて結構ですから，一応第8章のところまでは，皆さんにお目通しいただいて，ご意見をいただいたということで第8章までは締めたいと思います。

では，最後に第9章「おわりに」のところをお目通しくください。先程，事務局からのご説明もありましたが，第9章は，第8章までを総括するよ

うなまとめのところを私なりに考えて、内容を加味して作ったつもりです。趣旨は最後のところに示していますが、三次の学校を少しでもよくするために、教育の充実のためにこの答申は作ったということを締めくくりとして記しております。内容的なところを読んでいただいて、ここはおかしいとか、もうちょっとここを膨らませてほしいなど、色々と意見がありましたらお示しいただければ有難いのですが、いかがでしょうか。日本語がおかしいところや、間違っている字があるかもしれませんので、そこも言ってくださいね。

委員 よくまとめてあると思います。

委員 この文章の中にはないのですが、スポーツ少年団の関係で、学校同士の連携をしているということを今後も続けてもらって、結局それをやるためには、一つの学校だけではできないことですから、早くから広く住民に知らせてあげることが必要です。今の子どもの教育やスポーツ少年団の関係で、うちでできないからということで、隣の小学校と連携してやっていくということがすでに起こっているわけですから、この辺については続けてやってもらって、それと同時に、PTAの関係も考えないといけません。今のままでは、どちらかという和下り気味の話ばかりですが、行政の施策などによって、将来的には学校を増やさないといけないという状況が発生しないとも限らないわけですよ。これからの三次を100年物語にあるように進めていけば、必ずしもなされないとは言えないと思うのです。

そうしたときに、この文章にも書いてありますように、一方的に線を引いてこの地域はこうするということではできませんし、ある程度地域にしてもらうということで、早めの情報提供をしていただいた方がよいと思います。

委員長 今のお話の中で、特段、ここの文章にこれを入れてほしいというようなものがございませうか。

委員 いえ、それはないですね。

委員 住民サイドから言うと、ここに至って、20年前には予想すらしなかつ

た児童・生徒数の減少ということをして、70代、80代で住民自治組織をしておられる大半の年齢層の方が言っておられるのです。それは、経済が大きく関与したことだろうと思うのですが、バブル経済の頃は非常に豊かな国民生活を送っていたのが、まさかここまで子どもの数が減るということは予想できなかったわけです。吉舎では、30年前の話ですが、1町1校という形で統廃合を考えて、吉舎町は吉舎小学校1校でという話があって、敷地小学校だけが吉舎小学校に統廃合になりました。あれから30年経って、今残っている小学校が軒並み統廃合の形をとらざるを得ない学校になってきているわけです。ですから、先見の明と言いますか、行政から1町1校でどうですかと住民に相談されたときに、地域性をあまりにも大事にし過ぎたために、今の時代に問題が出てきて、今その苦勞を味わうことになっています。ここで見逃すと、また何年か後に同じ事を味わわなければならない住民が必ず出てくるのです。

灰塚ダムができた関係で、あそこでも20年くらい前になると思うのですが、コミュニティを作るときに、小学校の児童があそこまで少なくなるという予想はなかったと言っておられます。これが何をさておいて一番後悔しておられることだそうです。学校教育というのは、ある時期には先見性をもった情報を示すということが必要になってくるだろうと思います。地域エゴ、住民エゴが、今の状態を生み出したともいえるわけで、そのために適正化について審議しなければいけないわけです。

経済と人口というのは連動してきているのではないかと思います。経済が悪くなれば、人口は減少してきています。三次という地域性からすれば、都会に出て大学を卒業して、いざ働こうとすれば、仕事がなくして三次に帰って働くことができない、だんだんと帰ることをあきらめていく。そうすると、ますます雇用が少なくなるという悪循環を繰り返すわけです。政治的には経済をいかに活性化させるかということであり、やはり地域住民にとっては、今がチャンスだと捉えて統廃合に応じるのか、10年、15年先にまた同じ苦しみを味わおうとするのか、これは地域住民の選択になると思います。

学校とすれば、今回は「1学級25人から30人の1学年2学級」が学校教育においては望ましいと言ったときに、全てのスポーツなり、学習ができていくということだと思います。地域住民としては、より先を見て十分に考えてこの答申を受けていただきながら、自分達の地域を将来どうしていこうかということをして、十分に地域住民として考えなければいけないと

思います。

保護者は、自分の勤め先に便利なところの学校を選ぶのではなく、地域に根ざした地域の学校に、できるだけ子どもを入学させるという方法をとっていただかないと、いくら通学区域が自由化になったからといって、保護者の都合だけで、子どもをあまりあっちこちに振り回さないでほしいなという気がします。

委員長

なるほどですね。ご意見と思いはよく伝わったと思います。

いかがでしょうか。他の委員の皆さん方も、今日が最後ですから思いのたけを言っていただいて、ちょっとでもそれが文章に載るように私も努力をしたいと思います。

委員

「学校とは何か」という定義を基本とすれば、そこから外れる適正化はないのです。「学校って何ですか」と聞かれたときに、我々はどう答えるのか。

委員長

難しい質問ですね。

委員

確かに難しいのですが、やはり原点に帰れば、適正があると思うのです。法的な学校の定義でも何でもいいのですが。一言で言うのは難しく、とても広いと思うのですよ。地域というものと学校というものの関係が出てきますが、学校というところは勉強を教えるところや自己形成するところだけではないですし、それを誰がするのかと言えば、地域の力もあるし、もちろん教師の力もあるわけで、色々な力がここに作用しています。それが学校なのです。ですから、色々な方面からの意見が集まってくるのです。私も自分で言っていて難しいことを言っている気がします、そこがやはり原点になる気がします。

委員長

おっしゃられる通りだと思います。少なくとも、今日まで入れて6回の会議では、学校教育の王道は外さないようにしようという努力を私はしてきたつもりですから、例えば効率化だけで学校を統廃合するというような馬鹿なことは一言も言ったつもりはないですし、とはいっても税金が使われているのは間違いのないから考えないといけない部分はありますよね、と戻しながら議論を組んでいったつもりなのです。

委員

私も今の意見の通りだと思っておりますが、それを表すのは難しいのです。今、思い出したのは、教育現場にはこういう格言があるのです。「一人の子どもを見失うときには 教育はその輝きを失う」という格言がありまして、これは私の祖父が言っていたのですが、「千の倉より一人の子ども」、地域ではやはりそこじゃないでしょうか。ですから、「教育とは何か」、「適正規模とは何か」と言われたときに、1 回目の会議から意見を言わせていただいておりますが、適正というものの定義ですよね。「教育は愛」と言われる方もおられますし。

委員長

クローズエンドの結論は、この議論ではなかなか出てこないですね。かといって、オープンエンドでこの6 回の会議を終わるとするのは私は違うと思いますので、なるべく委員の皆さん方のご意見を集約して最大公約数的にまとめるのがこの答申の大きな責務だろうというつもりで、この章の起案をしてみたのです。なかなか私の力不足もありまして、皆さん方の思いのたけを100%組み込んだような文案にはなっていないのかもしれませんが、基本というか大筋は外さないようなつもりで筋を通そうというふうには腐心して作ってきたつもりですので、ご理解をいただければ大変有難いと思います。

与えられている時間も刻々と過ぎているのですが、一応第9 章の「おわりに」のところまで特段、大きなご異論やご異議がないというように判断させていただきまして、後はこの限られた時間できっちりとした文章に成案化することはできませんから、私に預けていただいて、もう一度文章を練り直して、もう一度委員の皆さん方にお示しをしたいと思っておりますが、それで構いませんか。こちらにお預けいただければ大変嬉しゅうございます。

従いまして、繰り返しになりますが、最終答申案は委員の皆さん方にまたお示しをさせていただきたいと思っております。郵送なり、メールなりになると思っておりますが、近いうちに、私と副委員長とで成案化した答申案を委員の皆さん方にお示しさせていただいて、ご同意いただくように整理をしたいと思っております。それを受けて皆さん方から意見をいただきたいと思います。一応ここで議論したものを成案化して委員の皆さん方にお示しをさせていただき、ご意見をいただきます。いただいたご意見等を私と副委員長の2 人に預けていただいて、我々の方の職権でもってそれを修正させてい

ただいて、答申という形にさせていただいてよろしいでしょうか。もしいけないということになると、7回目の会議をしないといけないということになるのですが。7回目をしないといけないというご意見がなければ、そのような手続きで進めていきたいと思うのですが、どうでしょうか。

- 一同同意 -

委員長

もう一つ手続き論なのですが、答申（案）の資料1に「諮問書」があると思いますが、私がこの回の座長ということで、委員長名私の名前になっていますが、手続き的には私の名前で答申することになるのかもしれませんが、一つの案として、せっかく皆さん方がお入りいただいているのですから、委員全員の連名の添書を添えて、教育委員会へ答申を出すというように私はしたいと思うのですが、皆さん方の連名を使うということでご了解いただけますか。

- 一同同意 -

委員長

はい、ではそうさせていただきます。

では、その場合、答申を教育委員会に提出する場を設けますか。そうではなく、答申を作成した段階で、場所は割愛させていただくということでもよろしいですか。

- 一同同意 -

委員長

そうすると私もこの仕事の役割上では三次に来なくてもよいということになりますので。では、そのような手続きにさせていただきたいと思えます。ありがとうございました。

これで私の仕事は終わったのですが、答申（案）の中で一つ気になることがあるので、蒸し返すようですが確認だけさせていただきます。そうしないと今日の私の寝付きが悪いですから。

では、皆さん方に文書をお配りしたいと思います。

- 文書を配布 -

委員長

これは無理強いということではありません。私自身の思いのたけをそこにお示しをしたのですが、私が委員長をしていて私の力量不足だと言われればそういうことになるのですが、答申（案）の13ページの上から3行目の部分です。今までの議論を踏まえて、適正化を検討していく議論のス

タートの目安を「完全複式」と「2つの学年で児童数がゼロ」となった時点の2つを挙げた部分です。私が引っかかっているのは、論理的に2つありますので挙げたのですが、この委員会全体の議論の流れからすると、フィフティ・フィフティの流れだったのかどうかを確認したいのです。つまり、「2つの学年で児童数がゼロ」というご意見があったことは事実なのですが、なるべく情報の共有化を早くした方がよいという意見もありました。そういうことを勘案すると、全体の意見の流れは「完全複式」の方が強かったのではないのかという思いがあったのです。私の意見でもありましたしね。もし、そうであるとするならば、もう一度委員の皆さん方に確認をして、答申(案)として多数決は決してしたくないと思っていますから、ご合意いただけるのであれば、(2)でご了解いただければ有難いと思っ
ているのです。ですから蒸返しと言っているのですが。だけど、それはいけないと言われるのであれば、これは仕方ありません。元のままの文章である(1)で結構です。もう一回考えていただきたいのは、(3)の文章が議論の流れからすると、一番正しく議論を押さえている文章だと私は思っているのです。(3)の文章では、「完全複式」の時点だということがメインにきていて、ただし、一部で「2つの学年で児童数がゼロ」というご意見があったというのが事実だと思うのです。

なぜ、これに拘ったかということ、今日の会議の【資料1】を見ると、「2つの学年で児童数がゼロ」となる学校は、推計数値なのでどうなるかは分からないのですが、平成22年度から27年度までで、結局、八幡小学校徳市分校しか出ないのです。要するところ、答申文書をそのまま読むと、適正化の検討の議論のスタートは、徳市分校でないといけないのです。できないという言い方はおかしいけれども、仮に「2つの学年で児童数がゼロ」となった時点から議論をスタートするとしたら、この徳市分校でしか議論しないということもあり得るわけですから、これはどうなのだろうかと思ったのです。これは私の引っ掛かりです。この私の意見に対して、是非反論してください。忌憚のないご意見をいただきたいと思います。

委員

委員長も引っ掛かりだとは思いますが。この統廃合の議論をスタートする時期の目安については、委員の一人として意見を言わせていただきました。ここは、第5回の会議の際に、委員の皆さんで意見を出してまとめられたわけですが、それを、第9章までの議論を終えた後に、蒸返すようなことはどうかと思いますが。これは委員の皆さんで、意見を出していただければよ

いと思います。委員長は、これまで各委員からの意見を吸い上げるために非常に配慮していただいています。この検討委員会の設置要綱は忠実に守るべきだと思います。そこには、「会議の議事は、委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。」と書いてあります。私は、この検討委員会というものについては、多数決を望みませんが、委員の皆さんがそういう意見を出されればそれは委員会としての結論なのですが、筋から言えば、既に答申の最後まで議論した後で、これを出されるのは蒸返しだと思います。

委員長 そうです、おっしゃる通りです。これは100歩も200歩も譲ってその通りだと思います。

委員 この【資料1】は論議した後に出てきたわけですから、最初から想定して協議したわけではないので、対象校が徳市分校だけになるのは偶然ですよ。私も知りませんでしたから。

委員長 だから、引っ掛かりが残るのです。蒸返しになるのは、その通りなのです。私自身が今日はスムーズな進行に拘っていたことはお気づきだと思います。第8章と第9章をお示しして、ご同意をいただかなければならず、そして今日の会議が最後だということで、意図的に早く議事を進めて、最後に時間をとっておいたのです。その時間で確認をしておきたかったのです。蒸返しになることは分かっているのだけれども、それでもこれでいきますねという確認をもう一度したかったのです。それで、この文書をお見せしたわけです。

もう一度申しますが、私の理解では、(3)だったのだけれども、(1)の文章でいいですかということを確認したかったのです。どうでしょうかということで、委員の皆さん方へのこれは最後の確認です。選択肢は3つ用意したのです。

委員 このままじゃいけないのですか。「もしくは」という表現です。

委員長 この2つの目安を「もしくは」という言葉でつなぐと、「もしくは」は日本語的に、「A & B」ではなく、「A or B (A又はB)」ですから、同じ重みなのです。ですから、これは同じ重みだったかどうかの確認なのです。

私の理解では、議論はこのAとBの「A」の方が重かったのではないかと
思っているのです。で、どうでしょうかと確認しているのです。あと15
分程度時間がありますから、この15分の中で決着していただければ今日
の会議は終われるのです。

委員 私は(3)が妥当だと思います。こういう意見も出たということで。(2)
はいけないと思いますが。

委員長 私もそう思います。これを(3)にもってきたのは、私の意見が(3)
だからです。流れはこれが一番正確であったろうと思います。

委員 議論をスタートする時点であって、この時点で統廃合しますというわけ
ではないですよ。

委員長 それはもちろん違います。先程、なるべく早めに議論した方がよいとい
う意見があったわけです。住民の意識も変わらないといけないという意見
もありましたし、そうすると早めの議論をさせたいという思いが私は強い
のです。

前回の会議で、「早めに議論をスタートすること」について議論している
ときに、「2つの学年で児童数がゼロ」となった時点で十分だという委員の
ご判断に対して 私はそれでは少し遅いのではないのかと反論をしました。
これは、平行線ですねという話で終えたと思うのです。蒸返しといえ
ばそうなのですが、ここをこういう形にする方がよいのではないかと、(2)
はないと私も思っているのですが、もちろん(2)のような形で終焉でき
ればよいとは思いますが、それは無理がありますから、(3)辺りかなと思
ったのです。ただ、私は(3)に拘っているわけではありませんので、委
員の皆さん方が(1)でよいとおっしゃれば(1)で結構なのです。今
のところ(1)で決着をしているわけですから。だけれども、時間の残る限
り、最後にご検討いただければ嬉しいと思ったのです。

どうでしょうか、多数決はしたくないと思っていますので、皆さん方
からのご意見をいただきたいと思います。

委員 前回の会議では、一応これで決着をしたのではないですか。これで、こ
の検討委員会全体が納得をしたのだなと思ったのですが。私は(1)でよ

いのではないのかと思います。

委員 この会議の雰囲気そのまま文章にすれば(3)だと思います。

委員長 私はこの委員会の議長をしていますから、答申文章を完全にフィフティ・フィフティで、選択肢を2つお示ししたという形になることが、どうも心残りなのです。委員の皆さんのご意向であればそれでいいのですが。

委員 ただ、「一部意見」ということにまで固執する必要はあるのかなと思います。「もしくは」という表現があるのは、こういうことも考えられるという部分ですから(1)でいいのかなとも思います。

委員長 分かりました。日本語的に五分五分だというように私は理解しているのですが、そこにはあまり拘らなくてもいいだろうというご意見ですね。

委員 はい。いずれにせよ、行政なり、保護者なり、地域の方との話の中で、こういう状態にならなくても保護者の方から話が出てくるかも分からないですし。

委員 私は今のままでよいと思います。

委員 行政的には、答申が出たからといってすぐに動けないのです。地域の雰囲気を知っていらっしゃいますから。

委員 1クラスの児童数が2人とか3人となったときに、保護者側がどのように考えるかですね。存続することだけでいけば、保護者にプレッシャーをかけることになると思います。お宅の子どもが入学しないと、この学校は駄目になりますよという格好になってしまわないように、自由に選択できるように考えてあげないといけないのではないのかというのが私の意見です。

委員長 そうすると(1)の方がいいですね。

委員 早めに早めにとということで誘導するわけではないのですが、理解いただ

くまでの期間というものを，ある程度もっていただかないといけないのではないのかと思います。

委員長

今の意見は，第9章に明示化して，なるべく早めの議論をしていただくことと，共通理解に腐心するということをお示しできるように努力したいと思います。ありがとうございました。

議長とすると，議論の流れは(3)に近いのではないのかという理解をしていました。それを否定はしないけれども，答申文は(1)の方がよろしかろうという意見をいただいたというように理解を致しまして，多数決は採らないこととし，原案通り(1)でいきたいと思います。これで私自身の仕事もきれいに終わりましたし，納得もいきました。ありがとうございました。

5 その他

委員長

非常に拙い司会で，今回だけでなく6回もお付き合いいただいてありがとうございました。個人的な御礼ということで，まずお礼を申し上げたいと思います。なかなかこのような機会でもなければ，三次に来ることもないのですが，本当によい勉強をさせていただきました。教育行政を研究する一研究者としても，色々勉強になることがたくさんありました。こういう県北の地域の，固有と言いますか，ある意味では尊敬すべき教育行政の実態，例えば，市費であれだけの教員を配置されているというような実態なんかも見せていただいたり聞かせていただいたりしますと，本当に素晴らしい教育の実体がある三次市だと感銘を受けています。微力でありましたけれども，この答申が少しでも三次の学校教育の今後の発展に寄与していただければ望外の喜びだと思います。本当に皆さん，ありがとうございました。

6 閉会

事務局

ありがとうございました。委員長には，最後まで難しい舵を取っていただきました。今日で一応検討委員会は終わりにはなりますが，先程言っていたように，もう少し最終的なまとめの部分がございまして，今日の会議を受けてまた皆さんの方にも案をご提示させていただいて，それに対して意見をいただいて，最終的なまとめということになりますので，もうしばらくご協力いただければと思います。最後に教育長から挨拶をさせ

ていただきます。

教育長

10月20日に第1回目の三次市学校規模適正化検討委員会を開きまして、今日まで6回の会議を重ねていただきまして、真剣に色々な意見を出していただき、ありがとうございました。これから委員長と副委員長で答申をまとめられて、それを各委員に提示されて、さらにそれをまとめられるということですので、この答申をいただいて、教育委員会としても十分にそれを参考にさせていただきまして、これからの学校教育に役立てていきたいと考えています。本当にありがとうございました。お世話になりました。